

第 6 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年3月26日(金) 午前9時30分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第23号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (資料1)
- (2) 議案第24号 練馬区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則 (資料2)
- (3) 議案第25号 練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 (資料3)
- (4) 議案第26号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則 (資料4)
- (5) 議案第27号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則 (資料5)
- (6) 議案第28号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 (資料6)
- (7) 議案第29号 練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則 (資料7)
- (8) 議案第30号 練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 (資料8)
- (9) 議案第31号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (資料9)
- (10) 議案第32号 練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則 (資料10)

2 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報 告

(1) 教育長報告

- ① 令和3年予算特別委員会における質問項目について
- ② その他

(資料11)

5 視 察

- (1) 石神井小学校

議案第 23 号

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第2条の表教育振興部の部教育総務課の款中「学校業務係」を
「学校業務係
教育ICT環境整備係」に改め、同部学務課の款中「幼稚園係
学校情報化推進係
ICT利活用推進係」
幼稚園係」に改め、同表こども家庭部の部保育課の款中「管理係」を

「管理係
保育人材育成係
巡回支援係
保育所給食係
保育所保健係」
「保育認定係
公立保育所係
運営支援係」
に改める。

第3条第3項の表教育総務課の部をつぎのように改める。

教育総務課

学校安全推進担当係長

渉外調整担当係長

教育施策担当係長

教育ICT政策担当係長

第3条第3項の表教育指導課の部をつぎのように改める。

教育指導課

出退勤等システム担当係長

第3条第3項の表保育課の部をつぎのように改める。

保育課

保育企画担当係長

整備計画担当係長

巡回支援担当係長

調整担当係長

計画担当係長

第6条第2項中「教育振興部」のつぎに「教育総務課および」を加える。

第14条の表教育振興部の部教育総務課の款学校徴収金担当係長の項を削り、同款教育施策担当係長の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同款につきのように加える。

教育ICT政策担当係長

- (1) 教育ICTの利活用に係る企画および連絡調整に関すること。

教育ICT環境整備係

- (1) 区立学校および区立幼稚園の情報化の推進に関すること。
- (2) 教育ネットワークシステムの整備および管理運営に関すること。

第14条の表教育振興部の部学務課の款学校情報化推進係の項およびICT利活用促進係の項を削り、同部学校施設課の款学校整備担当係長の項第1号中「区立学校」のつぎに「および区立幼稚園」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号としてつぎの1号を加える。

- (1) 区立学校および区立幼稚園の施設計画に関すること。

第14条の表教育振興部の部教育指導課の款出退勤管理担当係長の項中「出退勤管理担当係長」を「出退勤等システム担当係長」に改め、同項につきの1号を加える。

- (2) 学校図書館蔵書管理システムの運用に関すること。

第14条の表子ども家庭部の部保育課の款保育人材育成担当係長の項中「保育人材育成担当係長」を「保育人材育成係」に改め、同款巡回支援指導担当係長の項中「巡回支援指導担当係長」を「巡回支援係」に改め、同項第2号中「（事務局内他の部に属するものを除く。）」を削り、同項のつぎにつきのように加える。

巡回支援担当係長

- (1) 施設型給付の対象となる施設に対する巡回支援・指導に関すること（事務局内他の部に属するものを除く。）。
- (2) 地域型保育給付の対象となる施設に対する巡回支援・指導に関すること。
- (3) 認可外保育施設に対する巡回支援・指導に関すること。

第14条の表こども家庭部の部保育課の款保育所給食担当係長の項中「保育所給食担当係長」を「保育所給食係」に改め、同款看護指導担当係長の項中「看護指導担当係長」を「保育所保健係」に改め、同款調整担当係長の項第1号中「運營業務委託の企画・調整」を「運營業務委託等の調整」に改め、同項のつぎにつきのように加える。

計画担当係長

- (1) 区立保育所の運營業務委託等の計画に関すること。

第14条の表こども家庭部の部保育課の款公立保育所担当係長の項中「公立保育所担当係長」を「公立保育所係」に改め、同款運営支援担当係長の項中「運営支援担当係長」を「運営支援係」に改める。

第15条の表教育振興部教育施策課長の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項につきの3号を加える。

- (7) 教育ICTの利活用に係る企画および連絡調整に関すること。
- (8) 区立学校および区立幼稚園の情報化の推進に関すること。
- (9) 教育ネットワークシステムの整備および管理運営に関すること。

第15条の表こども家庭部保育計画調整課長の項第1号中「運營業務委託の企画・調整」を「運營業務委託等の調整」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号のつぎにつきの1号を加える。

- (2) 区立保育所の運營業務委託等の計画に関すること。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

教育委員会事務局

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

教育委員会事務局組織について、新たな行政課題に対応するとともに、より効率的で効果的な事務の執行体制を整備するため所要の改正を行う。

2 改正の内容

教育振興部教育総務課、教育施策課、学務課、教育指導課ならびにこども家庭部保育課および保育計画調整課を以下のとおり改組し、その分掌事務を整理する。

(1) 教育振興部教育総務課の改組

「学校徴収金担当係長」を廃止する。

(2) 教育振興部教育施策課の改組

「教育ICT政策担当係長」および「教育ICT環境整備係」を新設する。

(3) 教育振興部学務課の改組

「学校情報化推進係」および「ICT利活用推進係」を廃止する。

(4) 教育振興部教育指導課の改組

「出退勤管理担当係長」を廃止し、「出退勤等システム担当係長」を新設する。

(5) こども家庭部保育課の改組

ア 「保育人材育成担当係長」を廃止し、「保育人材育成係」を新設する。

イ 「巡回支援指導担当係長」を廃止し、「巡回支援係」を新設する。

ウ 「保育所給食担当係長」を廃止し、「保育所給食係」を新設する。

エ 「看護指導担当係長」を廃止し、「保育所保健係」を新設する。

オ 「巡回支援担当係長」を新設する。

(6) こども家庭部保育計画調整課の改組

ア 「公立保育所担当係長」を廃止し、「公立保育所係」を新設する。

イ 「運営支援担当係長」を廃止し、「運営支援係」を新設する。

ウ 「計画担当係長」を新設する。

(7) 分掌事務および担当課長の担当事務の整理

ア 教育振興部教育総務課および教育施策課の分掌事務を整理する。

イ 教育振興部学務課の分掌事務を整理する。

ウ 教育振興部教育指導課の分掌事務を整理する。

エ こども家庭部保育課および保育計画調整課の分掌事務を整理する。

オ 教育振興部教育施策課長の担当事務を整理する。

(8) その他改正内容

教育振興部学校施設課の分掌事務を整理する。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>教育振興部</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課</p> <p style="padding-left: 4em;">庶務係</p> <p style="padding-left: 4em;">職員係</p> <p style="padding-left: 4em;">学校業務係</p> <p style="padding-left: 4em;">[新設]</p> <p>学務課</p> <p style="padding-left: 2em;">管理係</p> <p style="padding-left: 2em;">学事係</p> <p style="padding-left: 2em;">就学相談係</p> <p style="padding-left: 2em;">幼稚園係</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>学校情報化推進係</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ICT利活用推進係</u></p> <p>学校施設課</p> <p style="padding-left: 2em;">[略]</p> <p>教育指導課</p> <p style="padding-left: 2em;">[略]</p> <p>こども家庭部</p> <p style="padding-left: 2em;">子育て支援課</p> <p style="padding-left: 4em;">[略]</p> <p>保育課</p> <p style="padding-left: 2em;">管理係</p> <p style="padding-left: 4em;">[新設]</p> <p style="padding-left: 4em;">[新設]</p> <p style="padding-left: 4em;">[新設]</p> <p style="padding-left: 4em;">[新設]</p> <p style="padding-left: 2em;">保育支援係</p> <p style="padding-left: 2em;">私立保育所係</p> <p style="padding-left: 2em;">地域型保育事業係</p> <p style="padding-left: 2em;">保育サービス推進係</p> <p style="padding-left: 2em;">入園相談係</p> <p style="padding-left: 2em;">保育認定係</p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>教育振興部</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課</p> <p style="padding-left: 4em;">庶務係</p> <p style="padding-left: 4em;">職員係</p> <p style="padding-left: 4em;">学校業務係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>教育ICT環境整備係</u></p> <p>学務課</p> <p style="padding-left: 2em;">管理係</p> <p style="padding-left: 2em;">学事係</p> <p style="padding-left: 2em;">就学相談係</p> <p style="padding-left: 2em;">幼稚園係</p> <p style="padding-left: 2em;">[削る]</p> <p style="padding-left: 2em;">[削る]</p> <p>学校施設課</p> <p style="padding-left: 2em;">[略]</p> <p>教育指導課</p> <p style="padding-left: 2em;">[略]</p> <p>こども家庭部</p> <p style="padding-left: 2em;">子育て支援課</p> <p style="padding-left: 4em;">[略]</p> <p>保育課</p> <p style="padding-left: 2em;">管理係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>保育人材育成係</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>巡回支援係</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>保育所給食係</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>保育所保健係</u></p> <p style="padding-left: 2em;">保育支援係</p> <p style="padding-left: 2em;">私立保育所係</p> <p style="padding-left: 2em;">地域型保育事業係</p> <p style="padding-left: 2em;">保育サービス推進係</p> <p style="padding-left: 2em;">入園相談係</p> <p style="padding-left: 2em;">保育認定係</p>

[新設]
 [新設]
 青少年課
 [略]
 (部、課および係の長等ならびに担当課長)
 第3条 [略]
 2 [略]
 3 事務局につきの担当係長を置く。
 教育総務課
学校徴収金担当係長
 学校安全推進担当係長
 渉外調整担当係長
 教育施策担当係長
 [新設]
 学校施設課
 [略]
 教育指導課
出退勤管理担当係長
 子育て支援課
 [略]
 保育課
 保育企画担当係長
 整備計画担当係長
保育人材育成担当係長
巡回支援指導担当係長
 [新設]
保育所給食担当係長
看護指導担当係長
 調整担当係長
公立保育所担当係長
運営支援担当係長
 [新設]
 (統括指導主事および指導主事の設置)
 第6条 [略]
 2 教育振興部教育指導課に指導主事を置く。

公立保育所係
運営支援係
 青少年課
 [略]
 (部、課および係の長等ならびに担当課長)
 第3条 [略]
 2 [略]
 3 事務局につきの担当係長を置く。
 教育総務課
 [削る]
 学校安全推進担当係長
 渉外調整担当係長
 教育施策担当係長
教育ICT政策担当係長
 学校施設課
 [略]
 教育指導課
出退勤等システム担当係長
 子育て支援課
 [略]
 保育課
 保育企画担当係長
 整備計画担当係長
 [削る]
 [削る]
巡回支援担当係長
 [削る]
 [削る]
 調整担当係長
 [削る]
 [削る]
計画担当係長
 (統括指導主事および指導主事の設置)
 第6条 [略]
 2 教育振興部教育総務課および教育指導課に指導主事を置く。

(分掌事務)

第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。

教育振興部

[略]

教育総務課

庶務係

[略]

学校徴収金担当係長

- (1) 小学校および中学校における学校徴収金事務の改善に関すること。

学校安全推進担当係長

[略]

職員係

[略]

学校業務係

[略]

渉外調整担当係長

[略]

教育施策担当係長

- (1)・(2) [略]
- (3) 区立学校および区立幼稚園の施設計画に関すること。
- (4) 教育振興基本計画の進行管理に関すること。
- (5) 幼稚園・保育所と小学校との連携に関すること。
- (6) 家庭教育支援に係る施策に関すること。
- (7) 幼児教育・保育に係る企画および連絡調整に関すること。

[新設]

(分掌事務)

第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。

教育振興部

[略]

教育総務課

庶務係

[略]

[削る]

学校安全推進担当係長

[略]

職員係

[略]

学校業務係

[略]

渉外調整担当係長

[略]

教育施策担当係長

- (1)・(2) [略]
- [削る]

(3) 教育振興基本計画の進行管理に関すること。

(4) 幼稚園・保育所と小学校との連携に関すること。

(5) 家庭教育支援に係る施策に関すること。

(6) 幼児教育・保育に係る企画および連絡調整に関すること。

教育ICT政策担当係長

- (1) 教育ICTの利活用に係る企画および連絡調整に関すること。

教育ICT環境整備係

- (1) 区立学校および区立幼稚園

学務課

管理係

[略]

学事係

[略]

就学相談係

[略]

幼稚園係

[略]

学校情報化推進係

(1) 区立学校および区立幼稚園の
情報化の推進に関すること。

(2) 教育ネットワークシステムの
整備および管理運営に関するこ
と。

ICT利活用促進係

(1) ICTの利活用促進に関するこ
と。

(2) 学校のICT環境の整備計画に
関すること。

学校施設課

管理係

[略]

学校施設係

[略]

学校整備担当係長

[新設]

(1) 区立学校の施設改築に関する
こと。

学校給食係

[略]

給食調理係

[略]

の情報化の推進に関すること。

(2) 教育ネットワークシステムの
整備および管理運営に関するこ
と。

学務課

管理係

[略]

学事係

[略]

就学相談係

[略]

幼稚園係

[略]

[削る]

[削る]

学校施設課

管理係

[略]

学校施設係

[略]

学校整備担当係長

(1) 区立学校および区立幼稚園の
施設計画に関すること。

(2) 区立学校および区立幼稚園の
施設改築に関すること。

学校給食係

[略]

給食調理係

[略]

学校保健係
[略]
少年自然の家係
[略]
教育指導課
[略]
管理係
[略]
教職員係
[略]
給与係
[略]
出退勤管理担当係長
(1) [略]
[新設]

こども家庭部

[略]
子育て支援課
[略]
保育課
管理係
[略]
保育企画担当係長
[略]
整備計画担当係長
[略]
保育人材育成担当係長
[略]
巡回支援指導担当係長
(1) [略]
(2) 地域型保育給付の対象となる施設に対する巡回支援・指導に関すること (事務局内他の部に属するものを除く。)
(3) [略]
[新設]

学校保健係
[略]
少年自然の家係
[略]
教育指導課
[略]
管理係
[略]
教職員係
[略]
給与係
[略]
出退勤等システム担当係長
(1) [略]
(2) 学校図書館蔵書管理システム
の運用に関すること。

こども家庭部

[略]
子育て支援課
[略]
保育課
管理係
[略]
保育企画担当係長
[略]
整備計画担当係長
[略]
保育人材育成係
[略]
巡回支援係
(1) [略]
(2) 地域型保育給付の対象となる施設に対する巡回支援・指導に関すること。
(3) [略]
巡回支援担当係長

保育所給食担当係長
[略]
看護指導担当係長
[略]
保育支援係
[略]
私立保育所係
[略]
地域型保育事業係
[略]
保育サービス推進係
[略]
入園相談係
[略]
保育認定係
[略]
調整担当係長
(1) 区立保育所の運営業務委託の
企画・調整に関すること。
[新設]

公立保育所担当係長
[略]
運営支援担当係長
[略]
青少年課
[略]
(担当課長の担任意務)

(1) 施設型給付の対象となる施設
に対する巡回支援・指導に
関すること（事務局内他の部に属
するものを除く。）。
(2) 地域型保育給付の対象となる
施設に対する巡回支援・指導に
関すること。
(3) 認可外保育施設に対する巡回
支援・指導に関すること。
保育所給食係
[略]
保育所保健係
[略]
保育支援係
[略]
私立保育所係
[略]
地域型保育事業係
[略]
保育サービス推進係
[略]
入園相談係
[略]
保育認定係
[略]
調整担当係長
(1) 区立保育所の運営業務委託等
の調整に関すること。
計画担当係長
(1) 区立保育所の運営業務委託等
の計画に関すること。
公立保育所係
[略]
運営支援係
[略]
青少年課
[略]
(担当課長の担任意務)

第15条 第3条第2項の規定により設置された担当課長の担当事務は、つぎのとおりとする。

教育振興部教育施策課長

(1)・(2) [略]

(3) 区立学校および区立幼稚園の施設計画に関すること。

(4) 教育振興基本計画の進行管理に関すること。

(5) 幼稚園・保育所と小学校との連携に関すること。

(6) 家庭教育支援に係る施策に関すること。

(7) 幼児教育・保育に係る企画および連絡調整に関すること。

[新設]

[新設]

[新設]

教育振興部保健給食課長

[略]

こども家庭部こども施策企画課長

[略]

こども家庭部保育計画調整課長

(1) 区立保育所の運營業務委託の企画・調整に関すること。

[新設]

(2)～(5) [略]

付 則 [略]

第15条 第3条第2項の規定により設置された担当課長の担当事務は、つぎのとおりとする。

教育振興部教育施策課長

(1)・(2) [略]

[削る]

(3) 教育振興基本計画の進行管理に関すること。

(4) 幼稚園・保育所と小学校との連携に関すること。

(5) 家庭教育支援に係る施策に関すること。

(6) 幼児教育・保育に係る企画および連絡調整に関すること。

(7) 教育ICTの利活用に係る企画および連絡調整に関すること。

(8) 区立学校および区立幼稚園の情報化の推進に関すること。

(9) 教育ネットワークシステムの整備および管理運営に関すること。

教育振興部保健給食課長

[略]

こども家庭部こども施策企画課長

[略]

こども家庭部保育計画調整課長

(1) 区立保育所の運營業務委託等の調整に関すること。

(2) 区立保育所の運營業務委託等の計画に関すること。

(3)～(6) [略]

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

練馬区教育委員会事務局組織 一覧

現 行

教育振興部

教育総務課

庶務係

職員係

学校業務係

学校安全推進担当係長

涉外調整担当係長

学校徴収金担当係長

教育施策課

教育施策担当係長

学務課

管理係

学事係

就学相談係

幼稚園係

学校情報化推進係

ICT利活用推進係

学校施設課

保健給食課

教育指導課

管理係

教職員係

給与係

出退勤管理担当係長

学校教育支援センター

副参事

光が丘図書館

改 正 案

教育振興部

教育総務課

庶務係

職員係

学校業務係

学校安全推進担当係長

涉外調整担当係長

教育施策課

教育施策担当係長

教育ICT政策担当係長【新設】

教育ICT環境整備係【新設】

学務課

管理係

学事係

就学相談係

幼稚園係

学校施設課

保健給食課

教育指導課

管理係

教職員係

給与係

出退勤等システム担当係長【新設】

学校教育支援センター

副参事

光が丘図書館

※学校教育支援センター・図書館の事項は、規則ではなく処務規程により定めている。

練馬区教育委員会事務局組織 一覧

現 行

こども家庭部

子育て支援課
 こども施策企画課
 保育課
 管理係

保育支援係
 私立保育所係
 地域型保育事業係
 保育サービス推進係
 入園相談係
 保育認定係
 保育企画担当係長
 整備計画担当係長
 保育人材育成担当係長
 巡回支援指導担当係長

保育所給食担当係長
 看護指導担当係長

保育計画調整課
 調整担当係長
 公立保育所担当係長
 運営支援担当係長

青少年課

改 正 案

こども家庭部

子育て支援課
 こども施策企画課
 保育課
 管理係

保育人材育成係【新設】
巡回支援係【新設】
保育所給食係【新設】
保育所保健係【新設】

保育支援係
 私立保育所係
 地域型保育事業係
 保育サービス推進係
 入園相談係
 保育認定係
 保育企画担当係長
 整備計画担当係長

巡回支援担当係長【新設】

保育計画調整課
 調整担当係長
 公立保育所係【新設】
 運営支援係【新設】
 計画担当係長【新設】

青少年課

現 行

練馬子ども家庭支援センター

管理係

育児支援係

地域連携係

児童相談練馬係

児童相談光が丘係

児童相談石神井係

児童相談大泉係

児童相談調整担当係長

副参事(都派遣研修)

改 正 案

練馬子ども家庭支援センター

管理係

育児支援係

地域連携係

児童相談練馬係

児童相談光が丘係

児童相談石神井係

児童相談大泉係

児童相談調査係【新設】

児童相談調整担当係長

副参事(都派遣研修)

※練馬子ども家庭支援センターの事項は、規則ではなく処務規程により定めている。

議案第 24 号

練馬区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則

練馬区教育委員会請願等処理規則（昭和46年5月練馬区教育委員会規則第7号）の一部をつぎのように改正する。

第2条中「その趣旨」を「、請願等の件名、趣旨」に、「、提出者」を「および提出者」に改め、「および氏名」を削り、「その所在地、名称および代表者の氏名」を「、その所在地および名称」に、「押印のうえ」を「提出者（法人は代表者）が署名または記名押印の上、」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

練馬区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

区では、行政手続の電子化を一層進めるため、行政手続における押印、書面、対面の規制の見直しを実施している。

これを踏まえ、練馬区教育委員会請願等処理規則の押印に関する記載の見直しを行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

練馬区教育委員会請願等処理規則（昭和46年5月練馬区教育委員会規則第7号）における請願等の提出方法について、請願等を署名して提出する場合、押印を不要とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会請願等処理規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(請願等の提出)</p> <p>第2条 請願等は、邦文を用い<u>その趣旨、提出年月日、提出者の住所および氏名(法人はその所在地、名称および代表者の氏名)</u>を記載し、<u>押印のうえ</u>教育長を経て教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(請願等の提出)</p> <p>第2条 請願等は、邦文を用い、<u>請願等の件名、趣旨、提出年月日および提出者の住所(法人は、その所在地および名称)</u>を記載し、<u>提出者(法人は代表者)</u>が署名または記名押印の上、<u>教育長を経て</u>教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

令和3年3月26日
教育委員会事務局

練馬区教育委員会請願等処理規則等の一部改正について

1 改正の理由

区では、行政手続の電子化を一層進めるため、行政手続における押印、書面、対面の規制の見直しを実施している。

これを踏まえ、練馬区教育委員会請願等処理規則等の押印に関する記載および様式の押印欄の見直しを行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

議案番号	規則名	改正内容
第24号 (資料2)	練馬区教育委員会請願等処理規則 (昭和46年5月練馬区教育委員会規則第7号)	請願等を署名して提出する場合、押印を不要とする。
第25号 (資料3)	練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則 (平成7年7月練馬区教育委員会規則第6号)	記名押印の記載を削除する。
第26号 (資料4)	練馬区立幼稚園条例施行規則 (昭和50年2月練馬区教育委員会規則第2号)	様式第1号および様式第3号における押印欄を削除する。
第27号 (資料5)	練馬区立少年自然の家条例施行規則 (昭和60年1月練馬区教育委員会規則第2号)	第5号様式、第7号様式および第8号様式における押印欄を削除する。
第28号 (資料6)	練馬区立図書館条例施行規則 (平成5年3月練馬区教育委員会規則第6号)	様式における押印欄を削除する。
第29号 (資料7)	練馬区立学校設備使用条例施行規則 (昭和56年9月練馬区教育委員会規則第6号)	第5号様式および第6号様式における押印欄を削除する。
第30号 (資料8)	練馬区文化財保護条例施行規則 (昭和61年9月練馬区教育委員会規則第12号)	第2号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第11号様式および第12号様式における押印欄を削除する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 25 号

練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正
する規則

練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成7年7月練馬区教育委員会規則第6号）の一部をつぎのように改正する。

第14条第1項中「は、つぎ」を「には、つぎ」に、「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない」を「記載するものとする」に改める。

第15条中「は、つぎ」を「には、つぎ」に、「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない」を「記載するものとする」に改める。

第19条第1項中「、これを記名押印し」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料

令和3年3月26日
教育振興部教育総務課

練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

区では、行政手続の電子化を一層進めるため、行政手続における押印、書面、対面の規制の見直しを実施している。

これを踏まえ、練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の押印に関する記載の見直しを行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成7年7月練馬区教育委員会規則第6号）における記名押印の記載を削る。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(聴聞調書)</p> <p>第14条 法第24条第1項、都条例第24条第1項および区条例第24条第1項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）は、<u>つぎに掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(聴聞調書)</p> <p>第14条 法第24条第1項、都条例第24条第1項および区条例第24条第1項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）<u>には、つぎに掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。</u></p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(報告書)</p> <p>第15条 法第24条第3項、都条例第24条第3項または区条例第24条第3項の報告書（以下単に「報告書」という。）は、<u>つぎに掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(報告書)</p> <p>第15条 法第24条第3項、都条例第24条第3項または区条例第24条第3項の報告書（以下単に「報告書」という。）<u>には、つぎに掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(弁明調書)</p> <p>第19条 前条の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、当事者が口頭による弁明をしたときは、<u>つぎに掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成し、これを記名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(弁明調書)</p> <p>第19条 前条の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、当事者が口頭による弁明をしたときは、<u>つぎに掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>付 則 [略]</p>	<p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

議案第 26 号

練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園条例施行規則（昭和50年2月練馬区教育委員会規則第2号）の一部をつぎのように改正する。

様式第1号および様式第3号中「印」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立幼稚園条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

区では、行政手続の電子化を一層進めるため、行政手続における押印、書面、対面の規制の見直しを実施している。

これを踏まえ、練馬区立幼稚園条例施行規則の様式の押印欄の見直しを行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

練馬区立幼稚園条例施行規則（昭和50年2月練馬区教育委員会規則第2号）様式第1号および様式第3号における押印欄を削る。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則 [略]	付 則 [略]
	<u>付 則</u>
	1 この規則は、公布の日から施行する。
	2 この規則の施行の際、この規則による <u>改正前の練馬区立幼稚園条例施行規則の 様式による用紙で現に残存するものは、 所要の修正を加えて、なお使用すること ができる。</u>
様式第1号 <u>別紙のとおり</u>	様式第1号 <u>別紙のとおり</u>
様式第3号 <u>別紙のとおり</u>	様式第3号 <u>別紙のとおり</u>

練馬区立幼稚園入園申込書

年 月 日

練馬区教育委員会 殿

保護者氏名

印

下記の子を練馬区立_____幼稚園（※1）に入園させたいので、つぎのとおり申し込みます。

入園のうへは、練馬区立幼稚園条例および同施行規則その他の法令を遵守します。

子	フリガナ		性別
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	男 ・ 女
住所	〒 練馬区		
保護者	フリガナ		子との続柄
	氏名		
	電話（自宅）		
	携帯電話（※2）		
第2希望（※3）	有（ 北大泉 光が丘むらさき 光が丘さくら ） ・ 無		
備考			

※1 入園を希望する幼稚園名（北大泉・光が丘むらさき・光が丘さくら）を記入してください。

※2 携帯電話をお持ちでない方は、備考欄に緊急連絡先（勤務先の電話番号、配偶者等の携帯番号等）をご記入ください。

※3 第2希望園の有無について、○で囲んでください。「有」の場合は、希望する

幼稚園名を○で囲んでください。
様式第1号（第2条関係）

練馬区立幼稚園入園申込書

年 月 日

練馬区教育委員会 殿

保護者氏名

—

下記の子を練馬区立_____幼稚園（※1）に入園させたいので、つぎのとおり申し込みます。

入園のうへは、練馬区立幼稚園条例および同施行規則その他の法令を遵守します。

子	フリガナ		性別
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	男 ・ 女
住所	〒 練馬区		
保護者	フリガナ		子との続柄
	氏名		
	電話（自宅）		
	携帯電話（※2）		
第2希望（※3）	有（ 北大泉 光が丘むらさき 光が丘さくら ） ・ 無		
備考			

※1 入園を希望する幼稚園名（北大泉・光が丘むらさき・光が丘さくら）を記入してください。

※2 携帯電話をお持ちでない方は、備考欄に緊急連絡先（勤務先の電話番号、配偶者等の携帯番号等）をご記入ください。

※3 第2希望園の有無について、○で囲んでください。「有」の場合は、希望する

現行

幼稚園名を○で囲んでください。
様式第3号（第4条関係）

練馬区立幼稚園退園届

年 月 日

練馬区教育委員会 殿

保護者氏名 印

下記の園児を練馬区立 幼稚園より退園させたいのでお届けいたします。

園 児	(ふりがな) 氏 名	-----	退園月日	
	住 所			
退 園 理 由				

.....
上記のとおり退園届の提出があったので経由します。

年 月 日

練馬区立 幼稚園長 印

改正案

様式第3号（第4条関係）

練馬区立幼稚園退園届

年 月 日

練馬区教育委員会 殿

保護者氏名 _____

下記の園児を練馬区立 幼稚園より退園させたいのでお届けいたします。

園 児	(ふりがな) 氏 名	-----	退園月日	
	住 所			
退 園 理 由				

.....
上記のとおり退園届の提出があったので経由します。

年 月 日

練馬区立 幼稚園長 _____

議案第 27 号

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立少年自然の家条例施行規則（昭和60年1月練馬区教育委員会規則第2号）の一部をつぎのように改正する。

第5号様式中「㊦」を削る。

第7号様式および第8号様式中「印」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立少年自然の家条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

区では、行政手続の電子化を一層進めるため、行政手続における押印、書面、対面の規制の見直しを実施している。

これを踏まえ、練馬区立少年自然の家条例施行規則の様式の押印欄の見直しを行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

練馬区立少年自然の家条例施行規則（昭和60年1月練馬区教育委員会規則第2号）第5号様式、第7号様式および第8号様式における押印欄を削る。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立少年自然の家条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則 [略]	付 則 [略]
	付 則
	1 この規則は、公布の日から施行する。
	2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立少年自然の家条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、 <u>所要の修正を加えて、なお使用することができる。</u>
第5号様式 <u>別紙のとおり</u>	第5号様式 <u>別紙のとおり</u>
第7号様式 <u>別紙のとおり</u>	第7号様式 <u>別紙のとおり</u>
第8号様式 <u>別紙のとおり</u>	第8号様式 <u>別紙のとおり</u>

第5号様式（第8条関係）

第5号様式（第8条関係）

練馬区立 少年自然の家使用料減免申請書

練馬区立 少年自然の家使用料減免申請書

利用目的	
利用期間	
利用人員	
理由	練馬区立少年自然の家条例施行規則 別表第3第 号該当

利用目的	
利用期間	
利用人員	
理由	練馬区立少年自然の家条例施行規則 別表第3第 号該当

上記のとおり使用料の減免を申請します。

上記のとおり使用料の減免を申請します。

年 月 日

年 月 日

団体名.....

団体名.....

住所.....

住所.....

担当者.....

担当者.....

電話.....

電話.....

練馬区教育委員会 殿

練馬区教育委員会 殿

第7号様式(第11条関係)

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

年 月 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者の氏名 印

申請者 主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者の氏名 ー

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

下記のとおり、練馬区立少年自然の家の管理に関する業務を行いたいので、練馬区立少年自然の家条例第16条の規定により申請します。

下記のとおり、練馬区立少年自然の家の管理に関する業務を行いたいので、練馬区立少年自然の家条例第16条の規定により申請します。

記

記

- 1 管理を行う練馬区立少年自然の家の名称
- 2 管理を行う練馬区立少年自然の家の所在地
- 3 添付書類
 - (1) 定款またはこれに類するもの
 - (2) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - (3) 事業計画書
 - (4) その他練馬区教育委員会が必要と認める書類

- 1 管理を行う練馬区立少年自然の家の名称
- 2 管理を行う練馬区立少年自然の家の所在地
- 3 添付書類
 - (1) 定款またはこれに類するもの
 - (2) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - (3) 事業計画書
 - (4) その他練馬区教育委員会が必要と認める書類

第8号様式(第12条関係)

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

年 月 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区教育委員会 殿

所在地
指定管理者 名 称
代表者 印

所在地
指定管理者 名 称
代表者 ー

練馬区立少年自然の家利用料金承認申請書

練馬区立少年自然の家利用料金承認申請書

練馬区立少年自然の家条例第19条第2項の規定により、利用料金の額を下記のとおり定めたいので申請します。

練馬区立少年自然の家条例第19条第2項の規定により、利用料金の額を下記のとおり定めたいので申請します。

記

記

施 設	種 別	利用区分	利用料金の額	適用期間

施 設	種 別	利用区分	利用料金の額	適用期間

(注) 欄が不足する場合は、別紙に記入し、本申請書と併せて提出すること。

(注) 欄が不足する場合は、別紙に記入し、本申請書と併せて提出すること。

議案第 28 号

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立図書館条例施行規則（平成5年3月練馬区教育委員会規則第6号）の一部をつぎのように改正する。

様式中「印」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

区では、行政手続の電子化を一層進めるため、行政手続における押印、書面、対面の規制の見直しを実施している。

これを踏まえ、練馬区立図書館条例施行規則の様式押印欄の見直しを行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

練馬区立図書館条例施行規則（平成5年3月練馬区教育委員会規則第6号）様式における押印欄を削る。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区図書館条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則 [略]	付 則 [略]
	<u>付 則</u>
	<u>この規則は、公布の日から施行する。</u>
様式 <u>別紙のとおり</u>	様式 <u>別紙のとおり</u>

現 行

様式(第16条関係)

年 月 日

練馬区教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

下記のとおり、練馬区立図書館の管理に関する業務を行いたいので、練馬区立図書館条例第10条の規定により申請します。

記

- 1 管理を行う練馬区立図書館の名称
- 2 管理を行う練馬区立図書館の所在地
- 3 添付書類
 - (1) 定款またはこれに類するもの
 - (2) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - (3) 事業計画書
 - (4) その他練馬区教育委員会が必要と認める書類

改正案

様式(第16条関係)

年 月 日

練馬区教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者の氏名

—

指定管理者指定申請書

下記のとおり、練馬区立図書館の管理に関する業務を行いたいので、練馬区立図書館条例第10条の規定により申請します。

記

- 1 管理を行う練馬区立図書館の名称
- 2 管理を行う練馬区立図書館の所在地
- 3 添付書類
 - (1) 定款またはこれに類するもの
 - (2) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - (3) 事業計画書
 - (4) その他練馬区教育委員会が必要と認める書類

議案第 29 号

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立学校設備使用条例施行規則（昭和56年9月練馬区教育委員会規則第6号）の一部をつぎのように改正する。

第5号様式および第6号様式中「印」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立学校設備使用条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

区では、行政手続の電子化を一層進めるため、行政手続における押印、書面、対面の規制の見直しを実施している。

これを踏まえ、練馬区立学校設備使用条例施行規則の様式の押印欄の見直しを行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

練馬区立学校設備使用条例施行規則（昭和56年9月練馬区教育委員会規則第6号）第5号様式および第6号様式における押印欄を削る。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立学校設備使用条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則 [略]	付 則 [略]
	付 則
	<u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立学校設備使用条例施行規則の様式による用紙で現に残存するのは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</u>
第5号様式 <u>別紙のとおり</u>	第5号様式 <u>別紙のとおり</u>
第6号様式 <u>別紙のとおり</u>	第6号様式 <u>別紙のとおり</u>

現行

改正案

第5号様式（第9条関係）

第5号様式（第9条関係）

学校設備使用料還付申請書

学校設備使用料還付申請書

利用承認番号	No
還付を申請する理由	
練馬区立学校設備使用条例施行規則 第9条	
該 当 項 目	1 第1号該当
	2 第2号該当
	3 第3号該当
	4 第4号該当
	5 第5号該当
納付した使用料	円
還付する使用料	円
上記のとおり還付申請します。	
年 月 日	
団体名：	
住 所：	
氏 名：	
練馬区教育委員会 殿	
印	

利用承認番号	No
還付を申請する理由	
練馬区立学校設備使用条例施行規則 第9条	
該 当 項 目	1 第1号該当
	2 第2号該当
	3 第3号該当
	4 第4号該当
	5 第5号該当
納付した使用料	円
還付する使用料	円
上記のとおり還付申請します。	
年 月 日	
団体名：	
住 所：	
氏 名：	
練馬区教育委員会 殿	
—	

議案第 30 号

練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区文化財保護条例施行規則（昭和61年9月練馬区教育委員会規則第12号）の一部をつぎのように改正する。

第2号様式、第5号様式および第7号様式から第12号様式までの様式中「印」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区文化財保護条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

区では、行政手続の電子化を一層進めるため、行政手続における押印、書面、対面の規制の見直しを実施している。

これを踏まえ、練馬区文化財保護条例施行規則の様式の押印欄の見直しを行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

練馬区文化財保護条例施行規則（昭和61年9月練馬区教育委員会規則第12号）第2号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第11号様式および第12号様式における押印欄を削る。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区文化財保護条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則 [略]	付 則 [略]
	<u>付 則</u>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> 2 <u>この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区文化財保護条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</u>
第2号様式 <u>別紙のとおり</u>	第2号様式 <u>別紙のとおり</u>
第5号様式 <u>別紙のとおり</u>	第5号様式 <u>別紙のとおり</u>
第7号様式 <u>別紙のとおり</u>	第7号様式 <u>別紙のとおり</u>
第8号様式 <u>別紙のとおり</u>	第8号様式 <u>別紙のとおり</u>
第9号様式 <u>別紙のとおり</u>	第9号様式 <u>別紙のとおり</u>
第10号様式 <u>別紙のとおり</u>	第10号様式 <u>別紙のとおり</u>
第11号様式 <u>別紙のとおり</u>	第11号様式 <u>別紙のとおり</u>
第12号様式 <u>別紙のとおり</u>	第12号様式 <u>別紙のとおり</u>

第2号様式(第3条関係)

現 行

同 意 書

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 印

下記の文化財を練馬区_____に_____することに同意します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 文化財の所在地

改正案

第2号様式(第3条関係)

同 意 書

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 _____

下記の文化財を練馬区_____に_____することに同意します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 文化財の所在地

登録書等再交付申請書

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 印

練馬区 _____ の _____ の再交付を下記のとおり申請します。

記

文化財の名称	
文化財の種別	
登録番号・指定番号	
文化財の所在場所	
理 由	

(注) この届出書にはつぎの書類を添付すること。
登録書および指定されているときは指定書

登録書等再交付申請書

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 一

練馬区 _____ の _____ の再交付を下記のとおり申請します。

記

文化財の名称	
文化財の種別	
登録番号・指定番号	
文化財の所在場所	
理 由	

(注) この届出書にはつぎの書類を添付すること。
登録書および指定されているときは指定書

登 録 等 解 除 申 請 書

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 印

練馬区_____の_____の解除を下記のとおり届けます。

記

文 化 財 の 名 称	
文 化 財 の 種 別	
登 録 番 号 ・ 指 定 番 号	
文 化 財 の 所 在 場 所	練馬区 町 丁目 番 号
理 由	

(注) この届出書にはつぎの書類などを添付すること。
登録書または指定書

登 録 等 解 除 申 請 書

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 ー

練馬区_____の_____の解除を下記のとおり届けます。

記

文 化 財 の 名 称	
文 化 財 の 種 別	
登 録 番 号 ・ 指 定 番 号	
文 化 財 の 所 在 場 所	練馬区 町 丁目 番 号
理 由	

(注) この届出書にはつぎの書類などを添付すること。
登録書または指定書

第 8 号様式 (第 9 条、第 10 条関係)

文化財の所有者(保持者)・所在場所等の変更届

文化財の所有者(保持者)・所在場所等の変更届

年 月 日

年 月 日

練馬区教育委員会殿

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名

住 所
氏 名 印

練馬区登録_____の_____を下記のとおり変更したので届けます。

練馬区登録_____の_____を下記のとおり変更したので届けます。

記

記

文 化 財 の 名 称		
文 化 財 の 種 別		
登 録 番 号 ・ 指 定 番 号		
変 更 後	所 有 者 (保 持 者) の 氏 名	
	所 有 者 (保 持 者) の 住 所	電 話
	文 化 財 の 所 在 場 所	練馬区 町 丁目 番地 号
	所 在 場 所 の 地 番 等	
変 更 前	所 有 者 (保 持 者) の 氏 名	
	所 有 者 (保 持 者) の 住 所	電 話
	文 化 財 の 所 在 場 所	練馬区 町 丁目 番地 号
	所 在 場 所 の 地 番 等	
変 更 (移 動) 年 月 日		年 月 日(変更・移動)
変 更 等 の 理 由	

文 化 財 の 名 称		
文 化 財 の 種 別		
登 録 番 号 ・ 指 定 番 号		
変 更 後	所 有 者 (保 持 者) の 氏 名	
	所 有 者 (保 持 者) の 住 所	電 話
	文 化 財 の 所 在 場 所	練馬区 町 丁目 番地 号
	所 在 場 所 の 地 番 等	
変 更 前	所 有 者 (保 持 者) の 氏 名	
	所 有 者 (保 持 者) の 住 所	電 話
	文 化 財 の 所 在 場 所	練馬区 町 丁目 番地 号
	所 在 場 所 の 地 番 等	
変 更 (移 動) 年 月 日		年 月 日(変更・移動)
変 更 等 の 理 由	

(注) この届出書にはつぎの書類などを添付すること。

- (1) 登録書および指定されている場合には指定書。ただし地番等の変更届の場合は不要
- (2) 所有者の変更届の場合には所有権の移転を証明する資料
- (3) 地番等の変更届の場合には当該事項を証明する資料

(注) この届出書にはつぎの書類などを添付すること。

- (1) 登録書および指定されている場合には指定書。ただし地番等の変更届の場合は不要
- (2) 所有者の変更届の場合には所有権の移転を証明する資料
- (3) 地番等の変更届の場合には当該事項を証明する資料

保持団体の名称等の変更・解散届

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 印

練馬区登録無形文化財の保持団体の_____を下記のとおり届けます。

記

文 化 財 の 名 称		
登 録 番 号 ・ 指 定 番 号		
変 更 後	保 持 団 体 の 名 称	
	事 務 所 の 住 所	練馬区 町 丁目 番地 号 電話
	代 表 者 の 氏 名	
	団 体 の 構 成 員 数	
変 更 前	保 持 団 体 の 名 称	
	事 務 所 の 住 所	練馬区 町 丁目 番地 号 電話
	代 表 者 の 氏 名	
	団 体 の 構 成 員 数	
解 散 し た 年 月 日	年 月 日	
変 更 (解 散) の 理 由	

(注) この届出書にはつぎの書類などを添付すること。

- (1) 名称等の変更および団体の解散の場合
登録書および指定文化財に指定されている場合には指定書
- (2) 団体構成員の異動の届の場合
異動後の団体構成員の名簿

保持団体の名称等の変更・解散届

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 _____

練馬区登録無形文化財の保持団体の_____を下記のとおり届けます。

記

文 化 財 の 名 称		
登 録 番 号 ・ 指 定 番 号		
変 更 後	保 持 団 体 の 名 称	
	事 務 所 の 住 所	練馬区 町 丁目 番地 号 電話
	代 表 者 の 氏 名	
	団 体 の 構 成 員 数	
変 更 前	保 持 団 体 の 名 称	
	事 務 所 の 住 所	練馬区 町 丁目 番地 号 電話
	代 表 者 の 氏 名	
	団 体 の 構 成 員 数	
解 散 し た 年 月 日	年 月 日	
変 更 (解 散) の 理 由	

(注) この届出書にはつぎの書類などを添付すること。

- (1) 名称等の変更および団体の解散の場合
登録書および指定文化財に指定されている場合には指定書
- (2) 団体構成員の異動の届の場合
異動後の団体構成員の名簿

第 11 号様式(第 11 条関係)

現 状 変 更 等 届

現 状 変 更 等 届

年 月 日

年 月 日

練馬区教育委員会殿

練馬区教育委員会殿

住 所

住 所

氏 名

氏 名

印

練馬区指定_____の_____下記のとおり実施したいので届けます。

練馬区指定_____の_____下記のとおり実施したいので届けます。

記

記

文化財の名称			
実施する箇所	練馬区	町	丁目 番 号
実施理由		
内容および実施方法			
文化財の移動等 (移動がある場合)	移動先		
	期間	年 月 日から	年 月 日まで
着手・完了年月日	着手予定	年 月 日から	完了予定
現状変更等の施行者等	施行者氏名		
	施行者の住所	区 町	丁目 番 電話
	担当者氏名		
	連絡先	電話	

文化財の名称			
実施する箇所	練馬区	町	丁目 番 号
実施理由		
内容および実施方法			
文化財の移動等 (移動がある場合)	移動先		
	期間	年 月 日から	年 月 日まで
着手・完了年月日	着手予定	年 月 日から	完了予定
現状変更等の施行者等	施行者氏名		
	施行者の住所	区 町	丁目 番 電話
	担当者氏名		
	連絡先	電話	

(注) この届出書には、つぎの書類などを添付すること。

- (1) 変更行為等の設計仕様書および設計図
- (2) 変更行為等を実施する箇所の写真、実測図もしくは見取り図
- (3) 変更行為等をしようとする者が文化財の所有者以外の者である場合は、文化財の所有者の当該変更行為等についての承諾書
- (4) その他委員会が必要とする資料

(注) この届出書には、つぎの書類などを添付すること。

- (1) 変更行為等の設計仕様書および設計図
- (2) 変更行為等を実施する箇所の写真、実測図もしくは見取り図
- (3) 変更行為等をしようとする者が文化財の所有者以外の者である場合は、文化財の所有者の当該変更行為等についての承諾書
- (4) その他委員会が必要とする資料

現 状 変 更 承 諾 書

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 印

練馬区指定 _____ の _____ を下記のとおり承諾します。

記

文 化 財 の 名 称			
実 施 す る 箇 所	練馬区	町	丁目 番 号
内 容 お よ び 実 施 方 法			
文 化 財 の 移 動 等 (移動がある場合)	移 動 先		
	期 間	年 月 日から	年 月 日まで
着 手 ・ 完 了 年 月 日	着手予定日	年 月 日から	完了予定日 年 月 日
現 状 変 更 等 の 施 行 者 等	施 行 者 氏 名		
	施 行 者 の 住 所	区 町 丁目	番 電話
	担 当 者 氏 名		
	連 絡 先	電 話	

現 状 変 更 承 諾 書

年 月 日

練馬区教育委員会殿

住 所
氏 名 _____

練馬区指定 _____ の _____ を下記のとおり承諾します。

記

文 化 財 の 名 称			
実 施 す る 箇 所	練馬区	町	丁目 番 号
内 容 お よ び 実 施 方 法			
文 化 財 の 移 動 等 (移動がある場合)	移 動 先		
	期 間	年 月 日から	年 月 日まで
着 手 ・ 完 了 年 月 日	着手予定日	年 月 日から	完了予定日 年 月 日
現 状 変 更 等 の 施 行 者 等	施 行 者 氏 名		
	施 行 者 の 住 所	区 町 丁目	番 電話
	担 当 者 氏 名		
	連 絡 先	電 話	

議案第 3 1 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

付則につぎの2条を加える。

（リフレッシュ休暇の特例）

第9条 令和元年度に第29条第2項各号に掲げる年齢に達した職員における同項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度または翌々年度」とする。

2 第29条第3項の規定による承認に係る期間が令和2年度となる者（同項第1号または第2号に掲げる者に限る。）における同項第1号および第2号の規定の適用については、これらの規定中「翌年度」とあるのは、「翌年度または翌々年度」とする。

（令和3年度における夏季休暇の特例）

第10条 令和3年9月30日までの間に任用された職員に係る令和3年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「5月1日から11月30日まで」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務への影響等を踏まえ、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第1号）について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

リフレッシュ休暇について、令和2年度が取得の年度となっているものの取得可能期間を1年延長し、令和3年度での取得を可能とする特例を付す。

また、令和3年度における夏季休暇の特例として、取得可能期間を前後それぞれ2か月拡大し、5月1日から11月30日までとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

別	紙
---	---

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則	付 則
[新設]	<p style="text-align: center;">(リフレッシュ休暇の特例)</p> <p><u>第9条 令和元年度に第29条第2項各号に掲げる年齢に達した職員における同項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度または翌々年度」とする。</u></p> <p><u>2 第29条第3項の規定による承認に係る期間が令和2年度となる者（同項第1号または第2号に掲げる者に限る。）における同項第1号および第2号の規定の適用については、これらの規定中「翌年度」とあるのは、「翌年度または翌々年度」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(令和3年度における夏季休暇の特例)</p>
[新設]	<p><u>第10条 令和3年9月30日までの間に任用された職員に係る令和3年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「5月1日から11月30日まで」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

議案第 3 2 号

練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準
に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第4号）の一部をつぎのように改正する。

別表第1号中「防止するための」のつぎに「報告もしくは」を、「停留」のつぎに「もしくは感染を防止するための報告もしくは協力」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和3年2月13日から適用する。

練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）および検疫法（昭和26年法律第201号）の改正に伴い、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準（令和3年特別区人事委員会規則第4号）が改正されたことを踏まえ、同様の規定整備を行う。

2 改正の内容

法改正により、感染症の患者や罹患の疑いがある者等は、都道府県知事等による健康状態の報告の求めに応じる義務が規定されたこと等を受け、給与の減額を免除することができる原因の規定について、所要の改正を行う。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則
新旧対照表

現 行	改正案																
<p>本 則 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>本 則 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和3年2月13日から適用する。</u></p>																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原因</th> <th style="text-align: center;">承認を与える日 または時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)およびこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限もしくは遮断もしくは感染を防止するための協力または検疫法(昭和26年法律第201号)による停留</td> <td>その都度必要と認める日または時間</td> </tr> <tr> <td>2～14 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(備考) [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原因	承認を与える日 または時間	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)およびこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限もしくは遮断もしくは感染を防止するための協力または検疫法(昭和26年法律第201号)による停留	その都度必要と認める日または時間	2～14 [略]	[略]	(備考) [略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原因</th> <th style="text-align: center;">承認を与える日 または時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)およびこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限もしくは遮断もしくは感染を防止するための<u>報告もしくは協力</u>または検疫法(昭和26年法律第201号)による<u>停留もしくは感染を防止するための報告もしくは協力</u></td> <td>その都度必要と認める日または時間</td> </tr> <tr> <td>2～14 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(備考) [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原因	承認を与える日 または時間	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)およびこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限もしくは遮断もしくは感染を防止するための <u>報告もしくは協力</u> または検疫法(昭和26年法律第201号)による <u>停留もしくは感染を防止するための報告もしくは協力</u>	その都度必要と認める日または時間	2～14 [略]	[略]	(備考) [略]	
原因	承認を与える日 または時間																
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)およびこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限もしくは遮断もしくは感染を防止するための協力または検疫法(昭和26年法律第201号)による停留	その都度必要と認める日または時間																
2～14 [略]	[略]																
(備考) [略]																	
原因	承認を与える日 または時間																
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)およびこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限もしくは遮断もしくは感染を防止するための <u>報告もしくは協力</u> または検疫法(昭和26年法律第201号)による <u>停留もしくは感染を防止するための報告もしくは協力</u>	その都度必要と認める日または時間																
2～14 [略]	[略]																
(備考) [略]																	

令和3年3月26日
教育委員会事務局

令和3年予算特別委員会における質問項目について

1 教育費

- (1) 日時 令和3年2月26日(金) 午後1時～5時
(2) 場所 全員協議会室
(3) 質問要旨

<p>教育内容等</p>	<p>1 ICT教育について</p> <p>(1) ICT支援員の業務内容について (2) 教員のスキルアップについて (3) コロナ禍におけるICTを活用した学習の保障について (4) 授業のライブ配信について (5) 区公式You Tubeの活用率について (6) オンデマンドコンテンツにおける国や都とのすみ分けについて</p> <p>2 タブレットについて</p> <p>(1) タブレットを活用した教育における区の意気込みについて (2) 利用マニュアル等のデジタル化について (3) デジタル化に向けたタブレットの活用方法について (4) タブレットの利用制限について (5) アプリのインストールについて (6) タブレットの使用範囲やソフトについて (7) タブレットで使用するインターネット環境について (8) タブレットといじめの関連性について (9) パスワード制限について (10) タブレットに携わる教員や部署の対応能力について (11) タブレットを活用したメンタルサポートについて (12) タブレットを活用したアクティブラーニングについて</p> <p>3 35人学級について</p> <p>(1) 意義と課題について (2) 現状の認識について (3) 移行方法について (4) 教室数や児童数の推計について (5) 教員の確保について (6) 教員の必要数について (7) 教員の指導力向上のための区の対応について (8) 教員定数の見直しについて (9) 教員の免許更新制度について (10) 児童数の上位10校について (11) 普通教室の確保について (12) 5年間の予定を前倒しすることについて (13) 35人学級に対応した学校の改築について (14) これからの少人数学級のあり方について (15) 少人数学級を中学校にも拡大することについて</p>
--------------	---

4 国際理解教育について

- (1) 英検補助事業の実績について
- (2) Tokyo Global Gatewayの活用状況について
- (3) アオバインターナショナルスクールとの関わりについて
- (4) アオバインターナショナルスクールが区の事業に関わることの課題について
- (5) アオバインターナショナルスクールとの連携の仕組み構築について
- (6) ICT機器を活用した国際理解教育について

5 日本語教育について

- (1) 日本語指導を必要とする児童生徒数について
- (2) 区が実施している支援について
- (3) 転入時に区民事務所で渡している案内の内容について
- (4) 日本語学級の区内設置について

6 読書活動について

- (1) 読書活動の意義と取組について
- (2) 学校図書館の活用について
- (3) 学校図書館で勤務する人との緊密な連携について

7 中学校生徒海外派遣事業について

- (1) 事業中止に対する区の見解について
- (2) 今後の事業について

8 教育課程の編成について

- (1) 授業時間確保と学習指導要領の趣旨実現の現状について
- (2) 新しい学習指導と評価の趣旨等を反映させることについて

9 がん教育について

- (1) がん教育における配慮について
- (2) 自己責任にしない指導について

10 男女混合名簿について

- (1) 日常的に使用していくことについて
- (2) 校長会で取組の推進を説明することについて

11 スクール・サポート・スタッフについて

- (1) スクール・サポート・スタッフの配置状況について
- (2) スクール・サポート・スタッフの希望校への全配置について

12 校則について

- (1) 下着に関する校則について

13 オリンピック・パラリンピック教育について

- (1) 観戦事業について

学校施設・設備

14 学校改築について

- (1) 予算編成における緊急対応を踏まえた今後の進め方について
- (2) 耐震等安全性について
- (3) 体育館の改築について
- (4) 校舎改築にあたっての考え方について

15 小中学校の空調設備について

- (1) 現在の整備状況について
- (2) 見直し校の選定理由について
- (3) 延期による整備計画への影響について
- (4) 工事費に占める特定財源の割合について
- (5) 工事における区内事業者の受注件数について
- (6) 区の予算編成における体育館空調工事の優先順位について

16 体育館トイレのバリアフリー化について

- (1) 現在の状況について

学校における
働き方改革

17 スクール・ロイヤーについて

- (1) 導入経緯と効果について
- (2) 業務内容と配置形態について
- (3) 管理職対象研修の理由と内容について
- (4) 専門性の高い弁護士必要性について
- (5) スクール・ロイヤーの業務における立ち位置について
- (6) 区教委との連携（定期的なミーティング）について

18 出退勤管理システムについて

- (1) システムの内容について
- (2) 導入理由について
- (3) メリット・デメリットについて
- (4) 実態把握について
- (5) 教員の意識改革および保護者・地域との相互理解について

19 学校徴収金管理システムについて

- (1) 学校徴収金管理システムにおける学校からの声について
- (2) 給食費の公会計化について
- (3) 未納における対応について

20 働き方改革推進プランについて

- (1) 取組状況について

21 不登校対策について

- (1) 増設する施設の事業概要と受入定員について
- (2) 適応指導教室の成果について
- (3) 卒業後の進路について
- (4) 不登校実態調査の内容について
- (5) 調査を踏まえた切れ目のない支援について
- (6) 適応指導教室等にも通えない児童・生徒の支援について
- (7) スクールソーシャルワーカーとのかかわりについて
- (8) 区不登校対策方針の記載について
- (9) フリースクールとの連携について
- (10) 個々を大事にした教育について

22 いじめ対策について

- (1) いじめ認知件数といじめ対応アプリの直近相談件数について
- (2) タブレットにいじめ対応アプリをインストールすることについて
- (3) 子どもの立場に立った相談しやすい体制強化について
- (4) スクールカウンセラーと心のふれあい相談員の業務内容と相談件数について
- (5) スクールカウンセラーによる全員面接について
- (6) 学校と家庭の連携推進事業の内容や実績等について
- (7) 学校と家庭の連携推進事業の4校選定方法について

23 学校の魅力づくりについて

- (1) 学校選択制度で掲げている、「保護者と児童との意思を尊重する」という目的達成のために必要なことについて
- (2) 学校選択制度の目的の一つである、「学ぶことが楽しい魅力ある学校」の「魅力」の意味について
- (3) 「学校の特色」と「学校選択の意思を尊重」の関係性と優先順位について
- (4) 選択制度検証委員会が実施したアンケート結果について
- (5) 魅力づくりを考える人材について

24 少年自然の家について

- (1) 毎年の維持管理費等について
- (2) 他区における類似施設の状況について
- (3) 令和2年度の利用状況について
- (4) 施設の在り方について
- (5) 下田少年自然の家の状況について

25 新型コロナウイルス感染症について

- (1) コロナ禍を踏まえた今年度の総括と来年度の展望について
- (2) 学校休業等による児童生徒の様子について
- (3) 感染者への偏見解消について
- (4) 保護者が医療従事者等だったことによるいじめの件数について
- (5) 差別・偏見における児童生徒への指導内容について
- (6) いじめを受けた際の相談先について

26 教員のセクハラ・わいせつ問題について

- (1) 一般質問であった「4月から区独自の含む事故防止月間を設定し、わいせつ・セクハラを重点項目とする」の内容について
- (2) 未然防止のための働きかけについて
- (3) 不登校実態調査項目の設定について
- (4) 人権教育や性教育の必要性について

27 性暴力・性犯罪について

- (1) 児童生徒に対する区の実施について
- (2) 児童生徒の相談先について
- (3) 学習指導要領を超えた指導の現状について
- (4) 教員向け研修の状況について

28 図書館構想について

- (1) 検討委員会の概要と現在の進捗について
- (2) 地域特性を活かした貫井図書館の整備について
- (3) 雑誌スポンサー制度の状況と自主財源の確保について

29 図書館のコロナ対策について

- (1) 非接触式体表面温度計の設置や購入等について
- (2) 図書の消毒機器について
- (3) 図書消毒機の全館導入について

30 練馬こども園について

- (1) 区内私立幼稚園における園児の状況について
- (2) 練馬こども園とその他の園の状況について
- (3) 練馬こども園が支持された理由について

31 学校給食について

- (1) 有機給食の導入について
- (2) J Aや農家、自治体との協議の場を設定することについて

32 幼・保・小連携推進について

- (1) 幼稚園・保育園・小学校との合同研修の内容と成果について
- (2) 合同研修のさらなる充実を図るための区の実施について
- (3) オンラインを活用した保護者支援の実施について
- (4) 幼児教育の充実に向けた幼保小連携の実施について

33 外国籍児童生徒の就学支援について

- (1) 多言語での就学支援パンフレットについて

2 こども家庭費

- (1) 日時 令和3年3月1日(月) 午後1時～5時
- (2) 場所 全員協議会室
- (3) 質問要旨

保育	<ul style="list-style-type: none">1 保育所待機児童対策について<ul style="list-style-type: none">(1) 来年度以降の保育所整備の計画について(2) 既存施設の空きの最大活用について(3) 保育園の令和3年4月の申し込み状況について(4) 幼保無償化開始後の保育ニーズの変化について(5) 保育所への巡回指導のさらなる充実について(6) 保育士確保のためのメンタルヘルス等相談窓口の設置について(7) 施設整備費の減額理由について(8) 待機児童数の積算および区の対応について(9) 認可保育所の定員拡大について(10) 特定園のみを希望する保護者の各々の理由の把握について 2 保育士が入園申請する際の加点措置について<ul style="list-style-type: none">(1) 入園の可否審査に用いる「練馬区保育実施基準表」の仕組みについて(2) 「練馬区保育実施基準表」の調整指数項目10番の要件について(3) 区外の保育施設等で勤務する保育士の扱いおよび該当者数について(4) 区内限定で加点する理由および23区の現状について(5) 区外保育士への同制度の適用について 3 病児・病後児保育について<ul style="list-style-type: none">(1) 病児・病後児保育のコロナ禍での影響について(2) 令和3年度の病後・病児保育への支援について(3) ネット予約システム導入後の利用状況について(4) 予約システム導入後の利用者からの声について(5) 病児病後児保育の今後の方向性について(6) 利用者の増加に向けた取組について(7) 「電子母子手帳アプリ」を活用した情報提供について 4 保育園のICT化について<ul style="list-style-type: none">(1) ICTを導入している園の活用事例および利用者からの声について(2) 民間委託園で先行導入する理由について(3) 私立園等における活用事例の情報交換および研修について(4) システムの導入による保育士の業務負担軽減の効果について(5) システムの導入費用および内訳について(6) システム導入前・導入後の職員に対する研修フォローについて(7) ICT化対応の機器および台数について(8) 民間委託園と直営園のセキュリティ対策について(9) 民間委託各園のICT化の内容について(10) スマートフォン非保持の保護者等への対応について
----	---

5 LINE保活支援サービスについて

- (1) LINEによる保活支援サービスの概要について
- (2) 導入による窓口の混雑状況の変化および利用者からの声について
- (3) 関係所管と連携した周知の推進について
- (4) コロナ禍におけるオンライン申請の体制づくりについて

6 医療的ケア児の受け入れについて

- (1) 医療的ケアが必要な児童の人数および4月以降の見込み数について
- (2) 区内で医療的ケアを受けられる保育園数について
- (3) I型糖尿病によりインスリン注射が必要な園児への対応園について
- (4) 医療的ケア以外の種類への対応および必要な人材確保について

7 障害児保育について

- (1) 区内の障害児保育の現状について
- (2) 障害児受入れの課題について
- (3) 私立認可保育所への障害児保育巡回指導の内容について
- (4) 「保育所等訪問支援事業」と「私立認可保育所障害児保育巡回指導」の違いについて
- (5) 「私立認可保育所障害児保育巡回指導」の全園への導入について
- (6) 障害児受入れにかかる加配措置について
- (7) 認可保育所における看護師の配置について
- (8) 私立園の障害児受入れが進まない理由について
- (9) 今後の障害児受入れ推進に関する区の考えについて
- (10) 医療的ケア児専用の定員枠について

8 区立保育園の委託化について

- (1) 区立保育園の保護者支援について
- (2) 委託化園の保護者に対する子育て支援に関する区の評価について

9 企業主導型保育事業について

- (1) 事業所内保育と企業主導型保育の差について
- (2) 企業主導型保育に関する予算について
- (3) 企業主導型保育に関する許認可について

10 学童クラブ入会手続き説明動画について

- (1) 区民の反応について

11 ねりっこクラブ・ねりっこプラスについて

- (1) ねりっこプラス事業について
- (2) ねりっこプラス希望者割合について
- (3) 待機児童の保護者に対するねりっこプラス等の周知について
- (4) ねりっこプラスの登録手続きについて
- (5) ねりっこクラブの全校実施について
- (6) ねりっこ学童クラブ希望者のうち午後5時に帰宅する児童の割合について
- (7) 午後5時に帰宅する児童の保護者が学童クラブを望む理由について
- (8) ねりっこプラスの将来的な廃止について

子育て支援

12 児童館について

- (1) 令和元年度の児童館利用者減の理由について
- (2) 中高生居場所づくり事業の利用者数および事業内容について
- (3) 北町はるのひ児童館で開始される事業の内容について
- (4) 児童館事業と施設内他事業との連携について

13 子育て支援サービスについて

- (1) 子育て支援サービスの手続きの簡素化・共通化の検討状況について
- (2) 育児支援ヘルパー事業の時間延長や曜日の拡大の検討について

14 子育てのひろばについて

- (1) 民設子育てのひろば等の増設・実施日等の拡大について

15 多胎児家庭への支援について

- (1) 区内の多胎児家庭の世帯数および過去数年間の出生数の推移について
- (2) 今年度の出生数について
- (3) 昨年度実施した多胎児家庭への調査の回収率および課題について
- (4) 練馬区の多胎児対応の現状および他区の実態について
- (5) 来年度実施するファミリーサポート事業の多胎児支援の内容について
- (6) 子育てにやさしいタクシーの情報の発信について

16 第3子誕生祝い金について

- (1) 事業目的について
- (2) 事業効果および検証について
- (3) 20万円の根拠および区としての評価について
- (4) 事業見直しの理由・予算額について
- (5) 近年の支給件数および未申請者への対応について
- (6) 23区での類似事例・廃止事例について
- (7) 出産・子育てに用いられる支給方法について
- (8) 祝い金減による出生率への影響について
- (9) 子育て関連経費の充実部分について

児童虐待対応

17 児童虐待対応について

- (1) 区における児童虐待の状況および都への事案送致の推移について
- (2) チェックリストを用いた虐待通告の初期対応機関の振り分けについて
- (3) 虐待対応拠点の都区連携の効果および事例について
- (4) 成果の周知を含めた拠点の更なる取組みについて
- (5) サテライトオフィスを設置した場合の財政支援について
- (6) 職員の経験年数の違いを補う方法について
- (7) 区が目指す児童相談体制について
- (8) 都の児童相談所への派遣について
- (9) 職員のスキルアップについて
- (10) 一時保護所に入所している子どもの把握について
- (11) 面前DV対応が比較的短期で終了する理由について
- (12) 子ども家庭支援センターがDV支援に関わる経緯について
- (13) 区の子ども家庭支援センターが面前DV対応を行う意義について
- (14) 子ども家庭支援センターの体制強化について
- (15) 新たに面前DVを担当する係を新設する意義について
- (16) DV対応における親子それぞれの支援について

その他

- (17) 保護者支援に関する児童相談所の取組について
- (18) 困難ケースに対応している相談員に対するサポートについて

18 青少年に関する取組について

- (1) 区内の青少年館 2 館の利用人数および事業内容について
- (2) 青少年の力を活かす取組について
- (3) 青少年館の増設について
- (4) 今後の目標について

19 成人の日のつどいについて

- (1) 当日の参加者および職員の従事数について
- (2) 民間の企画会社を活用しなかった理由について
- (3) 写真スポットの案内、本部の場所、動線等について
- (4) 新成人を対象とするコンサートやイベントの実施について

20 保育園・幼稚園の防災対策について

- (1) 災害対策に関する実態調査の状況について
- (2) 調査結果を受けての今後の取組について

21 練馬こども園について

- (1) 来年度の練馬こども園の定員について
- (2) 私立幼稚園間の入園費の差について
- (3) 練馬こども園の預かり保育の保育料の公表について

22 私立認可保育所向け保育給付費等管理システムの導入について

- (1) システム導入のスケジュールについて
- (2) システムの機能内容について

3 補正予算質疑

- (1) 日時 令和3年3月3日(水) 午後1時～4時40分
- (2) 場所 全員協議会室
- (3) 質問要旨

教育内容等	1 デジタル教科書について (1) 全児童へのタブレット配備およびICT環境の整備状況について (2) タブレット等を活用したオンライン学習の意義および課題について (3) オンライン教育推進のために必要な整備について (4) 子どもたちの主体性や教育効果を高める取組について
学校施設・整備	2 学校ICT機器について (1) 補正予算の減額理由について (2) タブレットパソコンを活用した授業の対応状況について (3) デジタルコンテンツを全校で共有できる仕組みについて (4) 教材作成に関する教員表彰制度の導入について
学校における働き方改革	3 施設一体型小中一貫教育校の改築について (1) 新校改築に向けた検討状況について (2) 新校の施設配置について (3) 地域コミュニティ機能等を持つ複合施設の検討について
子育て支援	4 部活動指導経費について (1) 学校教育における部活動の位置付けについて (2) 外部指導員と部活動指導員の違いについて (3) 教員の働き方改革の効果について
その他	5 子ども医療費について (1) 子ども医療費に関する適正受診について
	6 学校HPについて (1) 1校あたりの月間アクセス数およびデバイス毎のアクセス割合について (2) 学校HPのスマートフォン表示変換機能について (3) 学校HPへSSLサーバ証明書の導入について
	7 子育て施設等従事者特別奨励金について (1) 支給時期および従事者からの反応について (2) 奨励金支給に至るまでの経緯および区の考えについて (3) 他区における類似の取組について

4 全教補充質疑

- (1) 日時 令和3年3月4日(木)・3月5日(金) 午後1時～5時
- (2) 場所 全員協議会室
- (3) 質問要旨

教育内容等	<p>1 ICT教育について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) (仮称) ICT実践事例集について(2) 教員の指導力向上に向けた取組について(3) 漢字学習や調べ学習の実施方法について(4) 教員の「タブレット依存」への懸念について(5) ICT機器の整備による教員の仕事量の変化について(6) ICT支援員の体制と区の考えについて(7) ICT支援員に関する人材派遣の利用について <p>2 タブレットについて</p> <ul style="list-style-type: none">(1) クロームブックの選定理由と他自治体の状況について(2) タブレット配備に係る経費と区負担額について(3) 回線利用に係る費用について(4) タブレットが夜間に使用できない設定について(5) 災害時の利活用について(6) 教育現場での活用方法および区の方針について(7) タブレットの活用による教育効果について(8) タブレット導入後の教員の反応について <p>3 中学校の教育改革について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 新学習指導要領の準備状況について(2) 今回の改訂におけるテーマとなる問題意識およびねらいについて(3) キャリア教育の取組状況等について <p>4 学校給食について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 地元野菜を活用した学校給食における課題について(2) 学校給食に地元野菜を日常的に活用することに対する具体的な取組について
保育等	<p>5 保育士等の人材育成支援について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 区内保育士向けの研修を令和2年度から実施したねらいについて(2) 近隣自治体の研修等実施状況について(3) 研修の参加率について(4) 研修参加者の感想について(5) 子育て支援員への研修対象拡充について <p>6 私立認可保育所への就学相談事業について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 就学相談事業の概要について(2) 区立保育所と私立認可保育所における実施方法について(3) 就学相談事業の効果について(4) 開催時期および説明会のオンライン実施について(5) 私立保育所保育士を対象とする相談体制について(6) 私立保育所における保育士の保護者対応について

その他

7 家庭的保育者（保育ママ）について

- (1) コロナ禍におけるICT化の進捗状況について
- (2) 指数の加点措置後の一次内定の状況について
- (3) 指数加点にも関わらず非内定となった保護者について

8 学校生活支援員（会計年度任用職員）について

- (1) 勤務日数を月17日とする根拠について
- (2) この勤務形態による子どもへの影響について

9 いじめ対応アプリについて

- (1) アクセス件数や相談件数、区の評価について
- (2) 今後の周知方法について
- (3) アプリの対象を小学校高学年に拡大することについて
- (4) タブレットを用いたいじめ防止の授業等の実施について

10 学校の魅力づくりについて

- (1) 広報力強化のための副校長補佐の活用について
- (2) 学校選択制度検証委員会について

11 児童生徒の自殺について

- (1) 学校での自殺予防に向けた取組について

12 不登校対策について

- (1) 適応指導教室における人間関係に資する取組について

13 秩父青少年キャンプ場について

- (1) 昨年の決算特別委員会からの進捗について
- (2) 安全面を含めた緊急時の対応について
- (3) 近隣で類似事業を実施している事業者との連携について
- (4) 区内公園にグランピング施設を作ることにについて

14 あそび場について

- (1) 区内でボール遊びができないことという現場からの声の把握について
- (2) ボール遊びができるあそび場の数について
- (3) あそび場の増設について

15 春日町青少年館について

- (1) 公共施設総合管理計画における春日町青少年館の検討状況について

16 春日町青少年館で実施する心身障害者学級について

- (1) 活動概要および講師・協力者について
- (2) 今年度の活動について
- (3) 開催した作品展の来場者の声について

17 子ども医療費について

- (1) 医療費（マル乳・マル子）の電子化について

18 子育てスタート応援券について

- (1) コロナ禍による応援券事業の影響および区の対応、利用状況について
- (2) 産後ヨガ、産後ピラティスの利用状況について
- (3) 応援券の利用期限の延長について
- (4) 応援券で利用できるメニューの拡充について

19 練馬子どもカフェについて

- (1) 参加者からの反応について
- (2) オンラインの開催状況について
- (3) 店舗での開催における感染症予防対策の参加者の反応について
- (4) 緊急事態宣言期間中の店舗での開催について
- (5) 中止となった回の参加者への説明について
- (6) 緊急事態宣言解除後の練馬子どもカフェの再開について
- (7) 新たな店舗での開催内容について